

役員報酬の設定による所得税と法人税の税率差を活用する

- ▶ 課税所得 330 万円超で法人税等の税率の方が低くなる
- ▶ 所得税等と法人税等の税率差は最大で 22.155%
- ▶ 役員報酬の設定により所得税等と法人税等の配分が決まる

所得税等と法人税等の税率差を検証する

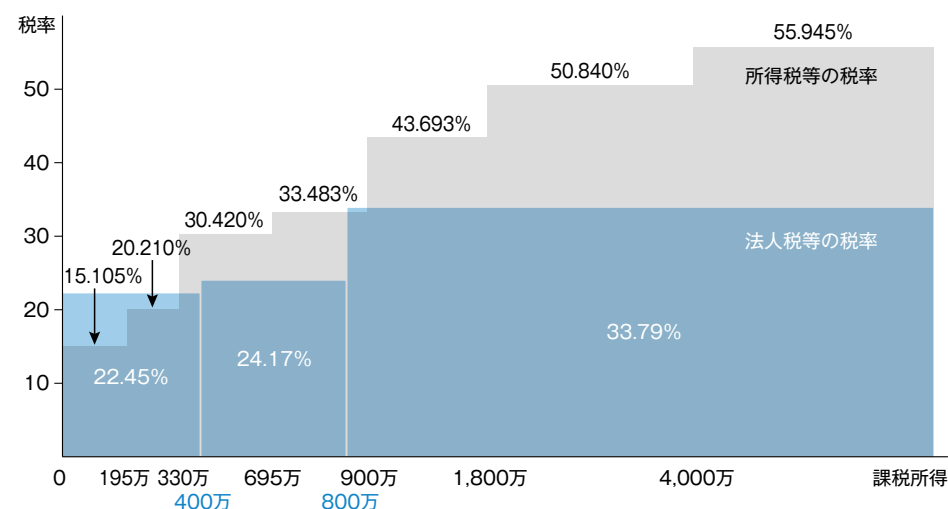
所得税・復興特別所得税・住民税（以下「所得税等」という）の税率は、最高で 55.945% となっています。

一方、法人税・地方法人税・法人住民税・法人事業税・地方法人特別税（以下「法人税等」という）は、最高で 33.79% となっています（東京都の医療法人で、資本金等 1 億円以下、平成 30 年 4 月から平成 31 年 9 月までに開始する事業年度の場合）。

所得税等と法人税等との税率構造のイメージ図を重ねて比較してみます。

なお、個人事業税が 5% かかること、法人所得が年間 2,500 万円超の場合の事業税率が上昇すること（超過税率）は、この比較表に織り込んでいません。

所得税等と法人税等との税率構造のイメージ



課税所得が 330 万円までについては、所得税等の方が税率が低いのですが、課税所得が 330 万円超となると、ほぼ法人税等の方が税率が低くなります。

課税所得が 4,000 万円を超えた部分については、所得税等と法人税等の税率差が最大となり、その差 22.155% と法人税等の方が大幅に低くなります。

税率差を活用するための役員報酬の設定

医業又は歯科医業を営む個人が医療法人を設立した場合には、その医業にかかる収入は、医療法人に入ってきます。医療法人は、その収入から必要な経費を支払い、残った金額から先生個人へ役員報酬を支払います。役員報酬を支払った後に残った医療法人の所得に対しては、法人税がかかります。

その一方で、役員報酬を受け取った先生個人に対しては所得税がかかります。

つまり、先生個人へ支給する役員報酬をいくらに設定するかによって、いくら医療法人に所得が残るかが決まります。ということは、役員報酬をいくらに設定するかによって、先生個人でいくら所得税等を払うのか、医療法人でいくら法人税等を払うのかかが決まります。

例えば、医業又は歯科医業を営む個人の課税所得が 5,000 万円の場合に、医療法人を設立して、医療法人に残る利益を 400 万円にするために役員報酬を年額 4,600 万円に設定したとします。

そうしますと、先生個人は、所得 5,000 万円のうち 400 万円の所得が減少しますので、所得税等は $400 \text{万円} \times 55.945\% = 2,237,800 \text{円}$ が減少します。

一方、医療法人に残る所得 400 万円に対しては、法人税等が $400 \text{万円} \times 22.45\% = 898,000 \text{円}$ がかかります。つまり、その 400 万円の部分だけで、 $2,237,800 \text{円} - 898,000 \text{円} = 1,339,800 \text{円}$ の節税効果が得られる訳です。

このように、「医療法人を設立して、役員報酬をいくらに設定するか」によって、所得税等と法人税等とのバランスが決まり、節税効果が変わります。

当然、法人税等の税率が低いことを考えると、役員報酬を低く設定して、医療法人の所得を高くした方が節税効果が高くなります。

しかしながら、極端に役員報酬を低く設定しすぎて、先生個人の生活資金が足りなくなってしまうよう注意する必要があります。

雇用者の数が増加した場合の税額控除を適用する

- ▶ 新たに2人以上雇用した場合に1人当たり40万円の税額控除が適用できる
- ▶ 雇用者から個人事業主又は法人役員の親族等は除かれる
- ▶ 事業年度開始後2か月以内に公共職業安定所に雇用促進計画の提出が必要

従業員が2人以上増加した場合に税額控除が適用できる

青色申告書を提出する医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が、当期末の雇用者数が前期末に比して2人以上（中小企業者等^(注1)に該当しない場合は5人以上）、かつ10%以上増加させる等の一定の要件を満たした場合には、同意雇用開発促進地域内^(注2)に所在する事業所において新たに雇い入れた無期雇用かつフルタイムの雇用増加数1人当たり40万円の税額控除を受けることができます。

税額控除の適用を受けることができる期間（適用年度）は以下の通りです。

個人	平成29年1月1日から平成30年12月31日までの各年度 ^(注4)
法人	平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に始まる各年度 ^(注4)

(注1) 中小企業者等とは、資本金等の額が1億円以下の法人でその発行済株式総数等の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人及び資本又は出資を有しない法人又は個人で常時使用する従業員の数が1,000人以下のものをいいます。

(注2) 地域雇用開発促進法第7条に規定する同意雇用開発促進地域をいいます（有効求人倍率の高い大都市圏等を除く28道府県82地域 ※平成28年10月1日現在）。

(注3) 個人の平成24年度から平成28年度、法人の平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各年度においては、全ての地域で税額控除が適用できますが、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除との重複適用はできません。

(注4) この制度は適用期限の到来をもって廃止されます。

雇用者1人あたり40万円が税額控除できる

税額控除できる金額は、次の算式により計算します。

(算式) 以下のいずれか少ない金額

- ① 税額控除限度額 = 基準雇用者数 × 40万円
- ② その年度の所得税額又は法人税額 × 10%（中小企業者等については20%）

税額控除が適用できるかどうかの要件

この制度の適用を受けるためには、次の①から⑤までの要件を全て満たしている必要があります。なお、適用年度開始の日の前日における雇用者数がゼロである場合には、②の要件は不要となります。

- ① 基準雇用者数が2人以上（中小企業者等に該当しない場合は5人以上）であることにつき証明がされたこと
- ② 基準雇用者割合が10%以上であることにつき証明がされたこと
- ③ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること
- ④ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業（一定の事業を除く）を行っていること
- ⑤ 前期及び当期に事業主都合による離職をした雇用者及び高年齢雇用者がいないことにつき証明がされたこと

税額控除を適用するためにあたっての注意点

この制度における雇用者とは、使用人のうち雇用保険の一般被保険者であるものをいい、使用人から個人事業主又は法人役員の特殊関係者及び使用人兼務役員は除かれます。なお、特殊関係者とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 個人事業主又は法人役員の親族
- ② 個人事業主又は法人役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 上記①、②以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ④ 上記②、③の者と生計を一にするこれらの者の親族

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に労働局又は公共職業安定所で計画の達成状況についての確認を受け、その際交付される雇用促進計画の達成状況を確認した旨の書類等の写しの添付が必要です。

なお、地域再生法の改正法の施行日から平成32年3月31日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた者が、一定の要件を満たす場合には、別途、地方拠点強化税制による税額控除が適用されます。

認定医療法人制度を活用して持分なし医療法人へ移行する

- ▶ 認定医療法人は持分なし医療法人へ移行するための制度である
- ▶ 認定医療法人には相続税法第66条のみなし贈与税非課税制度がある
- ▶ 認定医療法人には相続税・贈与税の納税猶予・税額控除の特例がある

持分なし医療法人への移行と贈与税の問題点

持分あり医療法人から持分なし医療法人へは、認定医療法人制度を活用しなくても移行することができます。定款変更を行い、都道府県知事の認可を受ければ移行は可能です。しかし、出資者が持分なし医療法人へ移行する際に放棄する出資持分（出資者が払戻し又は残余財産の分配を受けることができる金額）について、次の二つの課税上の問題が生じます。

一つ目の問題は、出資者が出資持分を放棄することで、医療法人はその出資者に対して払戻し又は残余財産の分配を行う必要がなくなりますので、その部分の金額が医療法人の経済的利益（課税対象）と認識されてしまうことです。

その経済的利益に対しては、相続税法第66条の規定により、その医療法人を個人とみなして贈与税が課税されます（但し、その放棄した出資者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果とならない要件を満たせば贈与税は課税されません）。

二つ目の問題は、持分なし医療法人への移行過程において、ある出資者（A）が出資持分を放棄した場合で、他の出資者（B）が出資持分を放棄しなかったときに、出資者（A）の出資持分のうち利益剰余金に相当する部分の金額が出資者（B）の経済的利益（課税対象）と認識されてしまうことです。

その経済的利益に対しては、出資者（A）から出資者（B）への贈与があったものとみなして、出資者（B）に贈与税が課税されます。

認定医療法人と相続税・贈与税の特例

持分あり医療法人が、持分なし医療法人へ移行する際に「認定医療法人制度」を活用した場合には、相続税法第66条の規定により医療法人を個人とみなして課税され

る贈与税が非課税となります（医療法人を個人とみなして課税される贈与税の非課税制度）。

また、出資持分を放棄するタイミングが異なる場合に生じる出資者間の経済的利益の移転に対する贈与税も課税されません（認定医療法人の贈与税の納税猶予及び税額控除の特例）。

さらに、認定医療法人制度を活用して持分なし医療法人へ移行している期間中に、その出資者が死亡したことにより、その相続人が認定医療法人（持分あり医療法人）の出資持分を相続等により取得したときであっても、その医療法人の出資持分に対しては相続税が課税されません（認定医療法人の相続税の納税猶予及び税額控除の特例）。

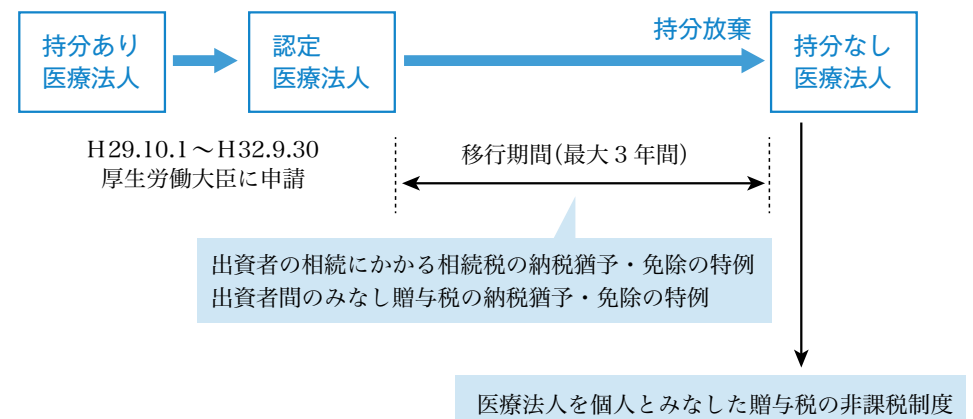
認定医療法人制度の概要

認定医療法人とは、持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する医療法人で、平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間に、移行計画を作成して厚生労働大臣へ申請し、その認定を受けた法人をいいます。

移行計画の認定を受けた医療法人は、認定の日から3年以内に「持分なし医療法人」へ移行しなければなりません。もし、3年以内に移行しない場合は認定が取り消され、納税猶予されていた贈与税又は相続税があれば、遡及して課税されます。

なお、持分なし医療法人への移行完了後6年間は、毎年「持分なし認定医療法人」としての運営状況を厚生労働大臣へ報告しなければなりません。

認定医療法人と相続税・贈与税の特例



勇退時・死亡時の役員退職金は後継者の有無で支給額を決める

- ▶ 持分あり医療法人の後継者出資持分相当の内部留保利益は相続税対象外
- ▶ 勇退時役員退職金は所得税等及び相続税を考慮して支給額を決める
- ▶ 死亡時役員退職金は相続税の非課税枠を考慮して支給額を決める

持分あり医療法人は出資持分の移転対策が必要

持分あり医療法人は、その出資者が亡くなった時には、その出資者が保有している出資持分に対して相続税がかかります。持分あり医療法人の設立後、各年度の決算において利益を計上し、その医療法人の内部に利益を蓄積した場合に、評価額が高くなる仕組みとなっています。

そこで、医療法人の利益が蓄積しないうちに、出資持分を後継者へ少しずつ贈与することにより、その出資割合を減らしていく対策が必要となります。

持分なし医療法人の内部留保利益に対しては相続税がかからない

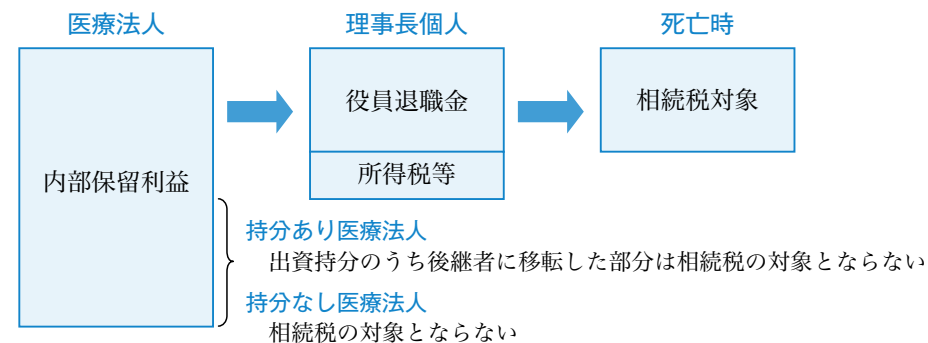
持分なし医療法人は、内部留保利益が蓄積しても、そもそも出資持分概念がありませんので、内部留保利益は相続税の対象になりません（基金拋出型医療法人の基金は相続税の対象となります）。

勇退時の役員退職金の一部を内部留保利益のまま相続させる

医療法人において蓄積した内部留保利益は、勇退時に役員退職金を支給するのが一般的ですが、勇退の段階で後継者が決まっていれば、蓄積した内部留保利益の全てを役員退職金として支給せず（一部を支給して）、内部留保利益として医療法人内に残したまま後継者に継承することもできます。

この場合、持分あり医療法人において出資持分の贈与が後継者に移転しているときの後継者の出資持分相当及び持分なし医療法人については、医療法人に残った内部留保利益には退職金に対する所得税等の課税も、個人財産として残った退職金への相続税の課税もありません。

医療法人の内部利益と役員退職金の課税イメージ



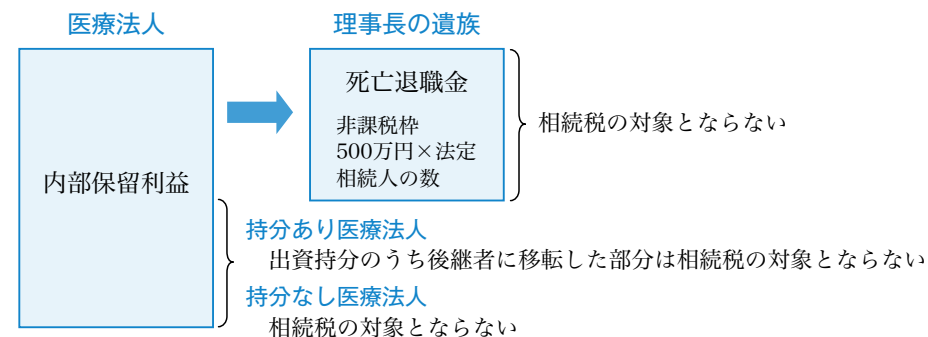
要するに、医療法人の役員退職金規程に定めている支給限度額いっぱいの金額をそのまま支給するのではなく、勇退時の年齢、後継者の有無、理事長個人の所有している財産等を考慮して、役員退職金規程の支給限度額の範囲内で適正額を算出して支給することができる、ということです。

死亡時の役員退職金の一部を内部留保利益のまま相続させる

医療法人の役員がその任期の途中で死亡した場合には、その内部留保利益の中から、その死亡した役員に対して死亡退職金を支給することができます。

但し、勇退時と同様に、その段階で後継者が決まっていれば、蓄積した内部留保利益の全てを役員退職金として支給せず（一部を支給して）、医療法人の内部留保利益として残したまま後継者に継承することもできます。

例えば、死亡退職金の相続税非課税額（500万円×法定相続人の数）のみを支給し、それ以外を医療法人に残したまま相続させることも可能です。



MS 法人の不動産を借りて家賃を支払う

- ▶ MS 法人の株式は内部留保利益が蓄積する前に親族に贈与する
- ▶ MS 法人への家賃又は地代は時価（実勢価額）としなければならない
- ▶ 参考物件の住宅情報誌の写し等の算定根拠を残しておく必要がある

MS 法人が所有する医療用不動産を借りて家賃を支払う

MS 法人が所有する医療用不動産を、医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が借りて、その家賃を支払うことができます。

医療用不動産には、医療施設のための建物、患者用駐車場、従業員のための社宅や保養所等が考えられます。

MS 法人については、その株主を親族（子供や孫）にしておき、その親族のために MS 法人に内部留保利益を残していけば、その内部留保利益に対しては相続税の課税が行われません。

また、医療後継者が不在の場合等において、将来、医療施設を第三者に承継するときは、承継後においても、MS 法人は継続して家賃収入を得ることができます。

不動産を賃借する場合の家賃の設定は近隣相場により慎重に行う

MS 法人が所有する医療用不動産を、医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が賃借する場合、その家賃は時価（実勢価額）としなければなりません。

具体的には、家賃は近隣の第三者取引相場による家賃単価（ m^2 あたり又は坪あたり）を調査し、その平均値等の合理的な数値を用いて単価を算出し、賃借する医療用不動産の面積を乗じて計算します。

なお、MS 法人と医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人との間において、不動産賃貸借契約書を作成するとともに、以下のような時価（実勢価額）の算定根拠を残しておくことが必要となります。

家賃又は地代の算定根拠資料の事例

	所在地	月額賃料 A	賃貸面積 B	m^2 当たりの単価 A/B
当物件	A 町 1-2-3	544,500 円	165 m^2	3,300 円
参考物件 1	A 町 2-4-5	594,000 円	198 m^2	3,000 円
参考物件 2	B 町 3-3-3	615,400 円	181 m^2	3,400 円
参考物件 3	C 町 4-3-2	735,000 円	210 m^2	3,500 円

- ※添付書類 ①当物件と参考物件の位置関係が分かる地図等
②参考物件の根拠資料（住宅情報誌の写し等）

医療用不動産を MS 法人に売却する場合

既に医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が所有する医療用不動産を、MS 法人に売却し、これを引き続き利用するために MS 法人から借りる場合には、その不動産の売買価格は時価（実勢価額）とし、家賃についても時価（実勢価額）としなければなりません。

また、このような場合には、その不動産の利用の実態が変わらないのに、何故そのような取引が必要だったか、経済的合理性のある理由が明確でなければなりません。

なお、MS 法人と医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人との間で不動産を売買した場合には、第三者取引と同様に不動産の所有権移転登記を行う必要があります。その場合には、建物を売却した側における消費税の取り扱いに注意するとともに、登録免許税及び不動産取得税といったコストがかかることに留意する必要があります。

MS 法人と医療法人との取引を行う場合の都道府県への報告書

医療法人は、事業年度終了後 2 ヶ月以内に、都道府県に対して、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書を提出しなければなりません。関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他のその医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう）との取引の状況に関する報告書を提出する必要があります。

MS 法人と医療法人との取引がこれに該当する場合には、その取引内容について都道府県への報告書を提出しなければなりません。